

平成29年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合政策部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
東京本部	情報発信拠点ポータル サイト制作業務委託	滋賀県情報発信拠点に関 する発信コンテンツと県 内、首都圏の関連情報を 効果的に集約し、企画編 集して発信するポータル サイトの開設	平成29年4月27日 ～ 平成30年3月31日	UDS株式会社	5,400,000	本委託で制作するポータルサイトは、情報発信拠 点の管理運営業務と密接にかかわるものであり 拠点開設前から運営との調整を図る必要がある こと、また拠点運営契約においてサイト開設後の 情報発信、維持管理、点検、修繕は運営事業者 が行うこととなっていることから、本業務を実施で きるのは拠点運営事業者であるUDS株式会社を おいてほかにない	2	3イ